

○川口市建設工事等入札参加資格に関する規則

昭和41年12月22日規則第52号

改正 昭和47年10月1日規則第43号

昭和48年10月1日規則第34号

昭和50年4月7日規則第19号

昭和50年4月24日規則第23号

昭和51年3月30日規則第16号

昭和51年9月10日規則第46号

昭和52年3月30日規則第25号

昭和53年3月30日規則第15号

昭和53年6月1日規則第53号

昭和54年3月30日規則第15号

昭和56年3月27日規則第6号

昭和58年3月30日規則第11号

昭和61年11月29日規則第46号

平成3年3月18日規則第10号

平成6年6月27日規則第40号

平成8年4月12日規則第28号

平成16年12月14日規則第58号

平成23年3月3日規則第9号

平成31年3月28日規則第33号

令和3年3月31日規則第24号

令和5年3月29日規則第5号

令和7年3月31日規則第29号

川口市建設工事等入札参加資格に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市が発注する建設工事等の入札参加資格に関し必要な事項を定めるものとする。

(等級制の格付)

第2条 市が発注する建設工事の入札参加資格については、A、B、C及びDの4等級に格付けするものとする。

2 前項の規定による格付の有効期間は、2年以内とする。

3 第1項の規定による格付の基準は、別に定めるものとする。

(一般競争入札の入札参加資格)

第3条 市長は、一般競争入札により市が発注する建設工事等について特に必要があると認めるときは、個々の入札ごとに、当該入札に参加する者の事業所等の所在地、建設工事等についての経験、技術的適性の有無等を勘案し、入札参加資格を定めるものとする。

2 前項の場合において、事業所等の所在地に係る入札参加資格を定めるときは、入札に参加する者を次のとおり分類するものとする。

(1) 市内業者（市内に所在する事業所等を入札に参加する事業所とする事業者のうち、市内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けている事業者又は測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の登録を受けている事業者にあつては、主たる営業所。次号において同じ。）を有する事業者をいう。）

(2) 準市内業者（市内に所在する事業所等を入札に参加する事業所とする事業者のうち、市外に本店を有する事業者をいう。）

(3) 県内業者（市内を除く埼玉県内に所在する事業所等を入札に参加する事業所とする事業者をいう。）

(4) 県外業者（埼玉県外に所在する事業所等を入札に参加する事業所とする事業者をいう。）

(指名業者等の選定)

第4条 建設工事に関し、指名競争入札において指名する業者及び随意契約の相手方（以下「指名業者等」という。）を選定する場合は、第2条第1項の規定により格付けされた者のうちから、別表の区分に従って選定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、別表の区分により該当する等級の1等級上位又は下位に格付けされた者を指名業者等として選定することができる。

(1) 別表に定める発注の標準とする工事金額に対応する同表に掲げる業者の級別の区分が1の等級のみに該当する建設工事（150,000,000円以上の建設工事を除く。）にあつては、当該建設工事の施行上特に必要がある場合又は受注機会の平準化に資する場合

(2) 別表に定める発注の標準とする工事金額に対応する同表に掲げる業者の級別の区分が2以上の等級に該当する建設工事にあつては、当該等級に格付けされた者の数が別に定める指名競争

入札において指名する業者の数の基準に満たない場合で、かつ、1 等級上位又は下位に格付けされた者において当該建設工事の施行が可能である場合

- 3 前項第 1 号の規定により指名業者等として選定する者の数は、指名業者等の総数の 2 分の 1 を超えることができない。

第 5 条 特別の技術を要する建設工事その他の請負又は特別な理由がある場合は、前条の規定にかかわらず指名業者等を選定することができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 4 1 年 4 月 1 日から適用する。

(格付けの有効期間の特例)

- 2 平成 1 7 年 1 月 1 日に、現に建設工事等の入札参加資格の格付けを受けている者に係る第 2 条第 2 項の適用については、同項中「2 年以内」とあるのは、「平成 1 7 年 5 月 3 1 日まで」とする。

附 則 (昭和 4 7 年 1 0 月 1 日規則第 4 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 4 8 年 1 0 月 1 日規則第 3 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 5 0 年 4 月 7 日規則第 1 9 号抄)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 5 0 年 4 月 2 4 日規則第 2 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 5 1 年 3 月 3 0 日規則第 1 6 号)

この規則は、昭和 5 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 5 1 年 9 月 1 0 日規則第 4 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 5 2 年 3 月 3 0 日規則第 2 5 号)

この規則は、昭和 5 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 5 3 年 3 月 3 0 日規則第 1 5 号)

この規則は、昭和 5 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 5 3 年 6 月 1 日規則第 5 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５４年３月３０日規則第１５号）

この規則は、昭和５４年４月１日から施行する。

附 則（昭和５６年３月２７日規則第６号）

この規則は、昭和５６年４月１日から施行する。

附 則（昭和５８年３月３０日規則第１１号）

この規則は、昭和５８年４月１日から施行する。

附 則（昭和６１年１１月２９日規則第４６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成３年３月１８日規則第１０号）

この規則は、平成３年４月１日から施行する。

附 則（平成６年６月２７日規則第４０号）

この規則は、平成６年７月１日から施行する。

附 則（平成８年４月１２日規則第２８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成１６年１２月１４日規則第５８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２３年３月３日規則第９号）

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年３月２８日規則第３３号）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和３年３月３１日規則第２４号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月２９日規則第５号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月３１日規則第 号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第4条関係）

業者の 級別	発注の標準とする工事金額					
	土木一式工事 解体工事	建築一式工事	電気工事 電気通信工事 管工事	塗装工事 防水工事	造園工事	その他の工事
A級	60,000,000円以上	60,000,000円以上	15,000,000円以上	50,000,000円以上	30,000,000円以上	10,000,000円以上
B級	60,000,000円未満 30,000,000円以上	100,000,000円未満 25,000,000円以上	60,000,000円未満 3,000,000円以上	80,000,000円未満 15,000,000円以上	30,000,000円未満 10,000,000円以上	50,000,000円未満
C級	30,000,000円未満 10,000,000円以上	45,000,000円未満 5,000,000円以上	15,000,000円未満	30,000,000円未満 5,000,000円以上	10,000,000円未満 3,000,000円以上	20,000,000円未満
D級	10,000,000円未満	10,000,000円未満	3,000,000円未満	10,000,000円未満	3,000,000円未満	10,000,000円未満